



© ゆでたまご/泉佐野市

泉佐野市役所からお知らせ

償却資産の申告 されましたか？



今一度、申告書の点検をお願いします

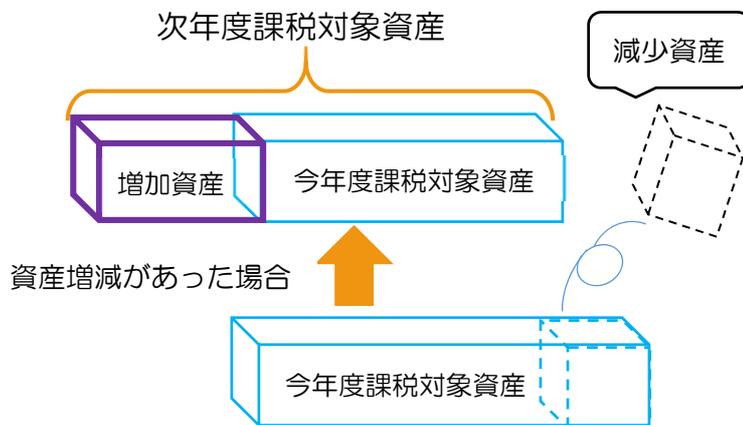
- ◎固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況などについて申告していただく必要があります。
- ◎申告の方法は、【固定資産税（償却資産）申告の手引】をご覧ください。

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/somu/zeimu/menu/sizei/koteisisan/syokyakusisan.html>



実地調査の際はご協力をお願いします

- ◎実地調査では、固定資産台帳を確認させていただき申告内容の確認を行います。
- ◎詳しくは、裏面【実地調査よくある質問】をご覧ください。



【償却資産申告増減 イメージ】

お問合せ先

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号
 泉佐野市総務部税務課固定資産税係
 Tel 072-463-1212 (代表) (内線 2138・2140)
<https://www.city.izumisano.lg.jp>





実地調査よくある質問

Q 実地調査とは、何ですか。

調査内容は、泉佐野市にご申告いただいている資産が、実際にご使用されている資産や税務署にご申告いただいている固定資産台帳等と一致しているかを確認する調査です。地方税法では、年一回以上行うこととなっています。

Q 実地調査は、なぜ行われるのでしょうか。

償却資産には、固定資産税が課税されるため所有者に申告が義務付けられています。所有者自身の申告（未申告含む）には、申告もれや申告誤りが考えられることから、適正な課税のため実地調査を行っています。

Q 調査内容の情報は、どこから得ているのでしょうか。

税務署にご申告いただいている固定資産台帳等の情報を、閲覧しています。

Q 内容は、こういったところを見るのでしょうか。

新しく購入された資産や廃棄された資産等が、正しく償却資産として申告されているかを確認しています。（資産名・取得価額・取得年月・耐用年数等）

Q 調査の際は、事前の連絡なく訪問されるのでしょうか。

事前に、お電話等で内容の確認をいたします。

Q 申告もれがあった場合は、どうなるのでしょうか。

賦課決定は、増加・減少ともに最大5年分の遡及をいたします。

Q 申告しなかった場合は、どうなるのでしょうか。

申告をされないとき・虚偽の申告をされたときについて、地方税法で罰則が規定されています。また、ご提出いただいた資料をもとに泉佐野市が、推定して課税する場合があります。

